

平成24年1月5日

日本関税協会大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 田中 清和

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の発効に備えての
留意事項について(お知らせ)

平素より税関行政の円滑な運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして別添のとおり取扱うこととなりましたので、貴会会員の皆様に周知方、
よろしく願いいたします。

平成 24 年 1 月 5 日
大阪税関業務部

関係各位

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の発効に備えての
留意事項(お知らせ)

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定(以下「ペルー協定」という)については、昨年 12 月 9 日に我が国の国会承認が行われました。今後の発効に際しては、従来、一般特恵が適用されていた品目のうち、ペルー協定に基づく特惠税率(以下「ペルー税率」という)が一般特惠税率以下の品目は、一般特惠税率の適用対象から除外されることとなります。

かかる品目についてペルー税率を適用した申告を行う場合には、一般特恵のいわゆる「明らか物品(※)」に関しても、課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、ペルー協定に基づく原産地証明(原産地証明書又は原産地申告)が必要となりますので、発効に備えて以下の点にご留意下さい。なお、別紙も併せてご参照願います。

記

「明らか物品」に関する原産地証明の取扱い

1. 対象貨物

ペルー協定発効により、以下のすべての要件に該当することとなる貨物が対象となります。

- ① ペルー税率が適用されることとなる品目であること
- ② 一般特惠税率の適用対象から除外される品目であること
- ③ 一般特惠関税制度上、原産地証明書(Form A)の提出を要しないこととされている「明らか物品」であること

2. 具体的取扱い

輸入申告の際にペルー協定に基づく原産地証明が提出できない場合、締約国原産地証明書提出猶予の申出をし、輸入許可前引取り(BP:関税法第 73 条「担保」の提供が必要です)により、貨物を引き取り、後に、原産地証明(遡及発給された原産地証明書を含む)を提出することで、ペルー協定に基づく特惠税率の適用が可能です(従前のように事後審査扱いは行いません)。

ただし、適正な原産地証明が提出されない場合には、ペルー税率の適用は行われず、WTO 協定税率又は国定税率が適用されることとなり、加算税の対象となりますので、ご注意ください。

(※)「明らか物品」: 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品(関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項第 1 号)

本件に関する連絡先・問い合わせ先
大阪税関業務部原産地調査官
(電話番号 06-6576-3196)

原産地が明らかであると認められた物品の関税率表の番号

第 04.10 項	第 06.04 項	第 07.06 項	第 07.09 項◎	第 08.01 項	第 08.02 項◎
第 08.03 項	第 08.04 項◎	第 08.07 項◎	第 09.01 項	第 09.02 項◎	第 09.04 項
第 09.07 項	第 09.08 項	第 09.09 項	第 09.10 項◎	第 12.11 項◎	第 13.02 項
第 14.04 項	第 15.05 項	第 15.16 項	第 15.17 項※	第 15.18 項	第 15.20 項
第 22.01 項	第 22.03 項	第 25.09 項	第 25.13 項	第 25.20 項	第 25.23 項
第 27.01 項	第 27.04 項	第 27.07 項	第 27.12 項	第 27.13 項	第 28.01 項
第 28.03 項	第 28.06 項	第 28.07 項	第 28.08 項	第 28.09 項	第 28.11 項
第 28.12 項	第 28.13 項	第 28.14 項	第 28.16 項	第 28.17 項	第 28.18 項
第 28.19 項	第 28.20 項	第 28.21 項	第 28.23 項	第 28.24 項	第 28.26 項
第 28.28 項	第 28.29 項	第 28.30 項	第 28.31 項	第 28.32 項	第 28.34 項
第 28.35 項	第 28.37 項	第 28.39 項	第 28.41 項	第 28.42 項	第 28.47 項
第 28.48 項	第 28.50 項	第 28.52 項※	第 28.53 項	第 29.01 項	第 29.03 項
第 29.04 項	第 29.07 項	第 29.08 項	第 29.09 項	第 29.10 項	第 29.11 項
第 29.12 項	第 29.13 項	第 29.14 項	第 29.15 項	第 29.16 項	第 29.19 項
第 29.20 項	第 29.21 項	第 29.23 項	第 29.24 項	第 29.25 項	第 29.27 項
第 29.28 項	第 29.29 項	第 29.30 項	第 29.35 項	第 29.38 項	第 29.42 項
第 32.01 項	第 32.02 項	第 32.04 項	第 32.07 項	第 32.09 項	第 32.11 項
第 32.12 項	第 32.15 項	第 33.03 項	第 33.04 項	第 33.05 項	第 33.06 項
第 33.07 項	第 34.03 項	第 34.04 項	第 34.05 項	第 34.06 項	第 35.01 項
第 35.04 項	第 35.06 項	第 35.07 項	第 36.01 項	第 36.02 項	第 36.03 項
第 36.05 項	第 37.03 項	第 37.07 項	第 38.02 項	第 38.05 項	第 38.21 項
第 38.23 項	第 39.05 項	第 39.07 項	第 39.08 項	第 39.09 項	第 39.10 項
第 39.12 項	第 39.13 項	第 39.15 項	第 39.22 項	第 39.23 項	第 39.24 項
第 39.25 項	第 39.26 項	第 40.03 項	第 40.05 項	第 40.06 項	第 40.07 項
第 40.08 項	第 40.09 項	第 40.10 項	第 40.16 項	第 43.01 項	第 43.04 項
第 48.02 項	第 48.03 項	第 48.04 項	第 48.05 項	第 48.06 項	第 48.07 項
第 48.08 項	第 48.09 項	第 48.10 項	第 48.11 項	第 48.16 項	第 48.17 項
第 48.18 項	第 48.19 項	第 48.20 項	第 48.21 項	第 48.22 項	第 48.23 項
第 63.09 項	第 65.01 項	第 65.02 項	第 65.05 項※	第 65.06 項	第 65.07 項
第 66.02 項	第 67.01 項	第 68.04 項	第 68.05 項	第 68.11 項	第 68.12 項
第 68.13 項	第 69.02 項	第 69.03 項	第 69.05 項	第 69.07 項	第 69.08 項
第 69.11 項	第 69.12 項	第 69.13 項	第 71.14 項	第 79.07 項※	第 80.01 項
第 80.07 項※	第 82.11 項	第 82.13 項	第 82.14 項	第 82.15 項	第 83.01 項
第 83.02 項	第 83.04 項	第 83.06 項	第 83.08 項	第 83.09 項	第 83.11 項
第 94.05 項	第 94.06 項	第 95.03 項※	第 95.04 項	第 95.05 項	第 95.06 項
第 95.07 項	第 96.02 項	第 96.04 項	第 96.07 項	第 96.13 項	第 96.15 項
第 96.16 項					

項番号に※のついた項は、以下の物品のみを指定する。

- ・ 第 15.17 項のうち、第 1517.90 号の 1 の (1)、第 1517.90 号の 2 の (1) に掲げる物品
- ・ 第 28.52 項のうち、水銀の炭化物又はオルガノインオルガニック化合物以外の物品
- ・ 第 65.05 項のうち、フェルト製の帽子以外の物品
- ・ 第 79.07 項のうち、第 7907.00 号の 2 に掲げる物品
- ・ 第 80.07 項のうち、第 8007.00 号の 4 に掲げる物品
- ・ 第 95.03 項のうち、第 9503.00 号の 1 に掲げる物品

項番号に◎のついた項のうち、特別特恵受益国を原産地とする以下に掲げる輸入統計品目番号の物品については、特恵原産地証明書の提出を要するものとする。

0709.30-000	0709.51-000	0709.59-020	0709.59-090	0709.60-010
0709.60-090	0709.99-100	0709.92-000	0709.93-000	0709.99-200
0802.31-000	0802.32-000	0802.41-000	0802.42-000	0802.70-000
0802.90-900	0804.30-010	0807.11-000	0807.19-000	0902.10-000
0902.20-200	0902.30-090	0902.40-220	0910.11-100	0910.12-100
1211.40-000	1211.90-600			

日ペルーEPA(*)についての留意点

(*)経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

(平成23年12月9日に日ペルーEPAが国会承認されました。今後の発効に備え皆さんにご留意いただきたい点についてお知らせします。)

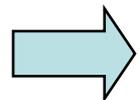
日ペルーEPAに基づく特惠税率適用には
日ペルーEPAに基づく原産地証明(原産地証明書または原産地申告)
が必要です (課税価格の総額が20万円以下の貨物を除く)

日ペルーEPAに基づく特惠税率 ≤ 一般特惠税率

このような品目では、一般特惠が使えなくなりますので、一般特惠税率の適用に際し一般特惠の原産地証明書が不要とされていた、いわゆる「明らか物品」(注)も含め、日ペルーEPAに基づく原産地証明が必要になります。

(注) 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
(関税暫定措置法施行令第27条第1項第1号)

輸入申告の際に日ペルーEPAに基づく原産地証明が提出できない場合、提出猶予の申出をし、輸入許可前引取り(BP:関税法第73条)により、貨物を引き取り、後に、原産地証明(遡及発給された原産地証明書を含む。)を提出することで、日ペルーEPAに基づく特惠税率の適用が可能です。



輸入許可前引取りには「担保」の提供が必要です！